

2024年度版

(2024年4月1日~2025年3月31日)

事業主・健診事務ご担当者様向け

# 健診受診の

# 手引き

利用しないと  
もったいない!

さらに充実

## 協会けんぽの 健診

令和6年4月から  
付加健診の対象年齢拡大!

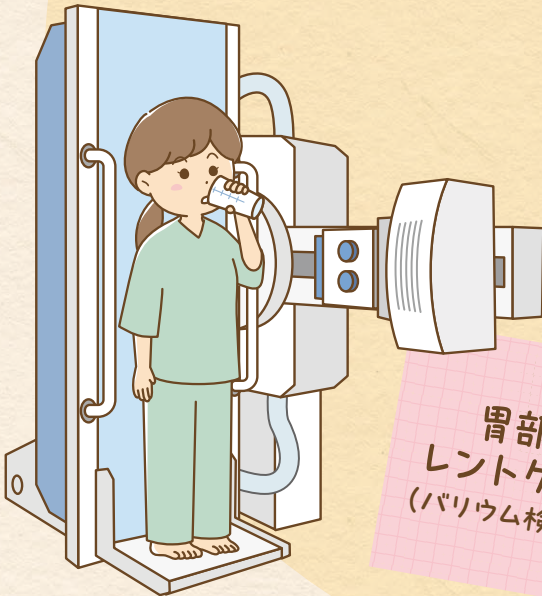
血液検査



腹囲測定



胃部  
レントゲン  
(バリウム検査)



ぜひご覧ください ▶▶▶

電子版(PDF)の「健診受診の手引き」はこちらからご確認ください。

協会けんぽ愛知支部 健診事業について

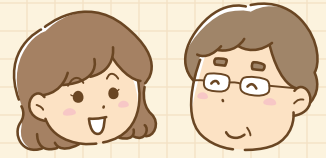
検索



全国健康保険協会 愛知支部  
協会けんぽ

拡大中!

# 協会けんぽの取組



協会けんぽは皆様の健康を守り続けるため、取組を拡大中よ!



どんなことをしているの?



まず、令和5年4月からスタートしているのは生活習慣病予防健診の自己負担額の軽減!

## 生活習慣病予防健診の自己負担額

一般健診 対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)

最高 軽減前 **7,169円** → 軽減後 **5,282円** 最高

※付加健診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担額も軽減しています。



健診実施機関によっては定期健診を受けるよりも安く済む場合があるよ

ふむ  
ふむ



協会けんぽの健診は定期健診の項目をカバーしていて、しかも胃がん・大腸がんの検診が含まれているのに安くなっていてお得だね!

★一般健診の各検査項目は原則、すべて受診していただく必要があります。

そして!

令和6年4月からスタートするのは付加健診の対象年齢拡大!

## 付加健診の対象年齢

令和5年度まで:40歳、50歳

令和6年度から:**40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳**



ばんっ!

付加健診ってどんなことを調べるの?



検査項目はいくつかあるんだけど、そのうちのひとつである「腹部超音波検査」では**肝臓、胆のう、腎臓**といった腹部の臓器・組織の様子を調べるわ



より詳細に分かる!

★付加健診のみを単独で受診することはできません。一般健診とセットでお受けいただく必要があります。

僕も付加健診の対象年齢の時は忘れずに受けよう!

従業員の健診が「労働安全衛生法で定める定期健診の項目のみ」となっている場合は、生活習慣病予防健診がとってもお得だから、

ぜひこの機会に切り替えましょう!



色々な検査があるから、病気の発症による労働力の低下を防ぐリスクマネジメントにもなって安心だ!

# 目次

## CONTENTS

対象者はぜひご利用を！

### 生活習慣病予防健診

- 健診受診の流れ……………4～5
- 検査内容・費用・年齢 ……6～7
- 生活習慣病予防健診で調べる内容 ……8
- 【参考】各健診の概要・項目について ……9
- よくあるお問い合わせ(Q&A)…10～11

健診後、対象になられた方へ

### 健康サポート(特定保健指導)

- 健診後の健康サポート ……12～13

生活習慣病予防健診を利用されない事業所様へ

### 定期健康診断

- 定期健康診断結果の提供のお願い ……14

被扶養者(ご家族)様へ

### 特定健康診査

- 特定健康診査 ……15
- よくあるお問い合わせ(Q&A) ……16
- 特定健康診査受診券(セット券)申請書 ……17～18

### 健診結果の閲覧

- マイナポータル上での健診結果の閲覧 ……19

生活習慣病予防健診

健康サポート

定期健康診断

特定健康診査

健診結果の閲覧

# 健診受診の流れ

## 1 生活習慣病予防健診の対象者を確認する

### 確認方法は下記の3通り

#### 協会けんぽから送付される 対象者一覧を確認する

この封筒を  
チェック



例年3～4月にお送り  
しています。  
(1月上旬時点のデータで作成)

#### 従業員(被保険者)の 年齢・性別から確認する

6～7ページに対象年齢・性別を掲載しています。

#### 情報提供サービスを利用して確認する

健診対象者データをインターネットを通して  
取得できるサービスです。

#### ご利用方法(事業主向けサービス)

- 1 協会けんぽのホームページからユーザーIDの取得申請をする  
協会けんぽからユーザーIDとパスワードを1週間程度で  
郵送します
- 2 情報提供サービスへログインし、情報提供サービスを利用する  
ための事前準備(初回のみ)を行う  
ダウンロードパスワードの設定をします
- 3 健診対象者一覧をダウンロードする  
健診対象者一覧(CSVデータ)をダウンロード  
します



詳細はこちら

例年2月の中旬から次年度の対象者一覧がダウンロードできます。

生活習慣病予防健診を会社で利用しない場合は、個人で利用(予約)ができることをご周知くださいますようお願いいたします。  
※協会けんぽの健診費用補助は年度内お一人様1回に限りまので、重複利用はできません。

## 2 受診する健診実施機関を選ぶ

協会けんぽと契約している全国の健診実施機関で受診することができます。  
同封の健診実施機関一覧表(主に愛知県内の健診実施機関のみ)、  
または協会けんぽ都道府県支部のホームページにてご確認ください。

協会けんぽホームページ

協会けんぽ 健診実施機関等一覧

検索



### 健診実施機関を選ぶ際の POINT

近くの健診施設で受きたい  
健診実施機関一覧表(またはホーム  
ページ)にてお近くの健診実施機関をご  
確認ください。  
★付加健診等の受診をご希望の場合は各健  
診実施機関が実施しているか確認したう  
で、ご予約ください。

ホテルや公共施設等で受きたい  
(愛知県内)  
健診実施機関が愛知県内の各会場において  
集団健診を実施します。  
★日程・会場・実施可能な健診が  
決まっています。



日程・会場等はこちら

会社の敷地内等で受きたい  
健診実施機関が事業所等へ検診車を派遣するこ  
とも可能です。健診実施機関一覧表(またはホーム  
ページ)にて検診車の派遣が可能な健診実施機関  
をご確認ください。  
★派遣に必要な受診人数、駐車スペース等の条件があり  
ます。各健診実施機関へお問い合わせください。

# 3

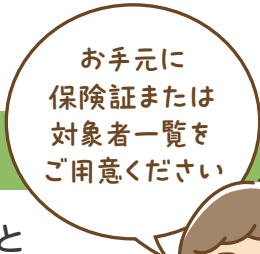
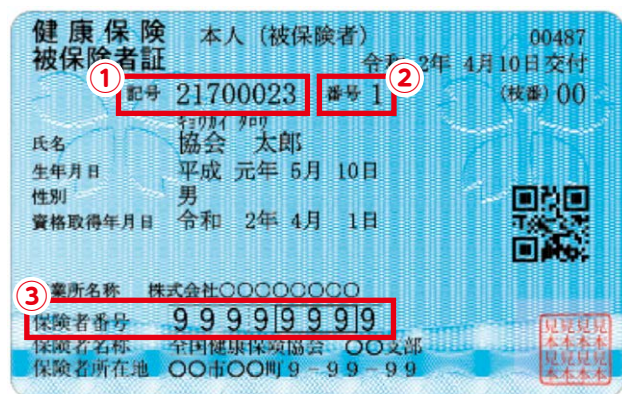
## 受診を希望する健診実施機関へ予約する

健診実施機関へ直接ご連絡・ご予約をお願いいたします。

- 協会けんぽへの連絡は不要です。
- 定期健診の代わりとして利用する場合や35歳未満の従業員の定期健診も一緒に申し込む場合などは直接健診実施機関にご相談ください。
- ご予約後に受診日等を変更する場合は、直接健診実施機関と調整ください。

### ご予約の際に伝えていただくこと

- 1 協会けんぽの生活習慣病予防健診を受けたいということ
- 2 受診希望者の健康保険証の記号、番号、保険者番号



### 予約後は

受診日が近づくと健診実施機関から問診票や検査キットが届くので内容を要チェック

- 飲食ができない時間
- 当日の所持品
- 便などの採取 等々

# 4

## 健診を受診する

- 健診当日は健康保険証等が必要です。当日の持参物の詳細は健診実施機関からのご案内をご確認ください。
- 健診結果は健診受診後、おおよそ2週間受診した健診実施機関から届きます。
- 協会けんぽの補助を利用できるのは年度内お一人様につき1回です。退職等による資格喪失後の健診受診や年度内2回目以降の受診には適用致しかねます。

### 新型コロナウイルス感染防止対策として

健診実施機関では健診を受診される皆さまに以下の事項等をお願いしています。

- ◆いわゆる風邪症状が持続している方等につきましては、体調が回復してから受診をお願いします。
- ◆健診中は、各自マスクの着用をお願いします。
- ◆健診施設への入館(室)時、退館(室)時など、手洗いをお願いします。
- ◆受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。

ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

# 検査内容・費用・年齢



受診できる検査内容・費用・年齢をご確認ください。

年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します

約7割を  
協会けんぽが  
負担します  
(※3)

|   |  |                      |                        |
|---|--|----------------------|------------------------|
| <b>一般健診※1</b><br><br>35歳～74歳の被保険者<br>(75歳の誕生日前日まで)  | <b>検査の内容</b><br>●問診・触診等<br>●身体計測<br>(身長、体重、腹囲等)<br>●血圧測定<br>●視力・聴力検査<br>●尿検査<br>●血液検査(肝機能、血糖、脂質、貧血、尿酸等)<br>●心電図検査<br>【がん検診等】<br>●胸部レントゲン検査(肺がん検診)<br>●便潜血反応検査(大腸がん検診)<br>●胃部レントゲン検査(胃がん検診)※2 | 総額<br><b>18,865円</b> | 自己負担額<br><b>5,282円</b> |
|   | ●眼底検査(医師が必要と認めた場合のみ実施)   | 総額<br><b>792円</b>    | 自己負担額<br><b>79円</b>    |
| <b>子宮頸がん検診</b><br><br>20歳～38歳で偶数年齢の<br>女性被保険者(単独受診) | <b>検査の内容</b><br>●問診<br>●細胞診(医師採取)<br>▶自己採取による検査は実施していません。  | 総額<br><b>3,463円</b>  | 自己負担額<br><b>970円</b>   |

※1 一般健診の各検査項目は、生活習慣病予防に必要であるため、すべて受診していただくようになっています。一部項目を除いての受診はできません。体調不良等の理由で受けられない検査がある場合は、健診実施機関(医師)へご相談ください。  
 ※2 胃部レントゲン検査は胃内視鏡検査(胃カメラ)に置き換え可能(健診実施機関によって実施可否・追加費用等異なります)  
 ※3 自己負担額は最高額です。健診実施機関によって多少異なります。



## 一般健診に追加して受診する健診 ※単独での受診はできません。

|  |   |                                 |                        |
|--|---|---------------------------------|------------------------|
| <b>付加健診</b><br><br>40歳・45歳・50歳・<br>55歳・60歳・65歳・<br>70歳の被保険者                | <b>検査の内容</b><br>●尿沈渣顕微鏡検査<br>●肺機能検査<br>●血液学的検査<br>(血小板数、末梢血液像)<br>●生化学的検査<br>(総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、<br>アミラーゼ、LDH)<br>●眼底検査<br>●腹部超音波検査(腹部エコー) | 総額<br><b>9,603円</b>             | 自己負担額<br><b>2,689円</b> |
| <b>乳がん検診</b><br><br>40歳～74歳で<br>偶数年齢の<br>女性被保険者                            | ●問診<br>●乳房エックス線検査(マンモグラフィー)   | 40歳～48歳(2方向撮影)<br><b>5,621円</b> | 自己負担額<br><b>1,574円</b> |
|  | ●視診、触診<br>→視診、触診は医師の判断により実施   | 50歳～74歳(1方向撮影)<br><b>3,619円</b> | 自己負担額<br><b>1,013円</b> |
| <b>子宮頸がん<br/>                 検診</b><br><br>36歳～74歳で<br>偶数年齢の女性被保険者        | <b>検査の内容</b><br>●問診<br>●細胞診(医師採取)<br>▶自己採取による検査は実施していません。<br>▶36歳・38歳の方は、子宮頸がん単独での検診も可能です。  | 総額<br><b>3,463円</b>             | 自己負担額<br><b>970円</b>   |
| <b>肝炎ウイルス<br/>                 検査</b><br><br>35歳～74歳の被保険者<br>(75歳の誕生日前日まで) | <b>検査の内容</b><br>●HCV抗体検査<br>●HBs抗原検査<br>▶過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は<br>受診できません。   | 総額<br><b>2,079円</b>             | 自己負担額<br><b>582円</b>   |

\*乳腺エコーは検査費用の補助対象外です。



## 健診対象者年齢一覧表(2024年度)

| 年齢  | 生年月日            | 一般 | 単独<br>子宮頸がん | 付加 | 乳がん | 子宮頸がん | 年齢   | 生年月日            | 一般 | 単独<br>子宮頸がん | 付加 | 乳がん | 子宮頸がん |
|-----|-----------------|----|-------------|----|-----|-------|------|-----------------|----|-------------|----|-----|-------|
| 20歳 | H16.4.2~H17.4.1 | ×  | ●           | ×  | ×   | ×     | 48歳  | S51.4.2~S52.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     |
| 21歳 | H15.4.2~H16.4.1 | ×  | ×           | ×  | ×   | ×     | 49歳  | S50.4.2~S51.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |
| 22歳 | H14.4.2~H15.4.1 | ×  | ●           | ×  | ×   | ×     | 50歳  | S49.4.2~S50.4.1 | ●  | ×           | ●  | ●   | ●     |
| 23歳 | H13.4.2~H14.4.1 | ×  | ×           | ×  | ×   | ×     | 51歳  | S48.4.2~S49.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |
| 24歳 | H12.4.2~H13.4.1 | ×  | ●           | ×  | ×   | ×     | 52歳  | S47.4.2~S48.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     |
| 25歳 | H11.4.2~H12.4.1 | ×  | ×           | ×  | ×   | ×     | 53歳  | S46.4.2~S47.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |
| 26歳 | H10.4.2~H11.4.1 | ×  | ●           | ×  | ×   | ×     | 54歳  | S45.4.2~S46.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     |
| 27歳 | H9.4.2~H10.4.1  | ×  | ×           | ×  | ×   | ×     | 55歳  | S44.4.2~S45.4.1 | ●  | ×           | ●  | ×   | ×     |
| 28歳 | H8.4.2~H9.4.1   | ×  | ●           | ×  | ×   | ×     | 56歳  | S43.4.2~S44.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     |
| 29歳 | H7.4.2~H8.4.1   | ×  | ×           | ×  | ×   | ×     | 57歳  | S42.4.2~S43.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |
| 30歳 | H6.4.2~H7.4.1   | ×  | ●           | ×  | ×   | ×     | 58歳  | S41.4.2~S42.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     |
| 31歳 | H5.4.2~H6.4.1   | ×  | ×           | ×  | ×   | ×     | 59歳  | S40.4.2~S41.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |
| 32歳 | H4.4.2~H5.4.1   | ×  | ●           | ×  | ×   | ×     | 60歳  | S39.4.2~S40.4.1 | ●  | ×           | ●  | ●   | ●     |
| 33歳 | H3.4.2~H4.4.1   | ×  | ×           | ×  | ×   | ×     | 61歳  | S38.4.2~S39.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |
| 34歳 | H2.4.2~H3.4.1   | ×  | ●           | ×  | ×   | ×     | 62歳  | S37.4.2~S38.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     |
| 35歳 | H1.4.2~H2.4.1   | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     | 63歳  | S36.4.2~S37.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |
| 36歳 | S63.4.2~H1.4.1  | ●  | ●           | ×  | ×   | ●     | 64歳  | S35.4.2~S36.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     |
| 37歳 | S62.4.2~S63.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     | 65歳  | S34.4.2~S35.4.1 | ●  | ×           | ●  | ×   | ×     |
| 38歳 | S61.4.2~S62.4.1 | ●  | ●           | ×  | ×   | ●     | 66歳  | S33.4.2~S34.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     |
| 39歳 | S60.4.2~S61.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     | 67歳  | S32.4.2~S33.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |
| 40歳 | S59.4.2~S60.4.1 | ●  | ×           | ●  | ●   | ●     | 68歳  | S31.4.2~S32.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     |
| 41歳 | S58.4.2~S59.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     | 69歳  | S30.4.2~S31.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |
| 42歳 | S57.4.2~S58.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     | 70歳  | S29.4.2~S30.4.1 | ●  | ×           | ●  | ●   | ●     |
| 43歳 | S56.4.2~S57.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     | 71歳  | S28.4.2~S29.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |
| 44歳 | S55.4.2~S56.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     | 72歳  | S27.4.2~S28.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     |
| 45歳 | S54.4.2~S55.4.1 | ●  | ×           | ●  | ×   | ×     | 73歳  | S26.4.2~S27.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |
| 46歳 | S53.4.2~S54.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     | 74歳  | S25.4.2~S26.4.1 | ●  | ×           | ×  | ●   | ●     |
| 47歳 | S52.4.2~S53.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     | 75歳※ | S24.4.2~S25.4.1 | ●  | ×           | ×  | ×   | ×     |

※今年度で75歳を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療制度の加入者となりますので、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。

# 生活習慣病予防健診(一般健診・付加健診)で調べる内容

| 検査項目    |                  | 付加健診項目   | どんなことを調べるか、検査の目的(概要)など   |
|---------|------------------|--|--|
| 診察等     | 問診               |  | あらかじめ記入した問診票をもとに行います。自覚症状・家族歴・既往症・服薬治療中の病気の有無・喫煙の有無などの質問項目の回答をもとに医師が質問し、検査の参考にします。   |
|         | 計測               | 身長・体重<br>BMI<br>腹囲   | 計測することで、肥満ややせの程度を調べます。<br>*BMIの求め方=体重( )kg÷身長( )m÷身長( )m   |
|         | 視力               |  | おもに近視や遠視、乱視といった屈折異常を調べます。  |
|         | 聴力               |  | 難聴(耳の聞こえが悪い)の有無や程度を調べます。   |
|         | 血圧               |  | 高血圧は、心筋梗塞・脳卒中を招く動脈硬化や腎臓病等の発症に関与しています。高血圧(または低血圧)の有無を調べ、異常がないかを知る手がかりとします。  |
| 脂質      | 総コレステロール         |  | 血液に含まれるすべてのコレステロールを測定した総量です。コレステロールはホルモンや胆汁酸、ビタミンK、細胞膜の材料になります。  |
|         | 中性脂肪             |  | 食事から摂取されたエネルギーの一部は中性脂肪としていったん体内に貯蔵され、皮下脂肪や内臓脂肪となります。体を動かすエネルギー源として糖質が不足すると、蓄えられていた中性脂肪が補助しますが、使われなかった中性脂肪が増えすぎると、動脈硬化の原因になります。   |
|         | HDLコレステロール       |  | HDLコレステロールはLDLコレステロールが全身へ運んだコレステロールのうちで細胞が使いきれなかったものや動脈の壁に付着しているコレステロールを回収して肝臓へ戻す働きがあります。HDLコレステロールが少なすぎると動脈の壁に付着しているコレステロールを回収できず、また、LDLコレステロールが増えるとコレステロールが血管壁に溜まってしまふので、動脈硬化の促進要因となります。 |
|         | LDLコレステロール       |  |  |
| 肝機能     | AST(GOT)         |  | AST(GOT)は肝細胞をはじめ、腎臓や心筋(心臓の筋肉)の細胞内に多く含まれている酵素です。肝細胞や心筋の細胞内で何かしらの障害が起こると、血液中にASTが流れだします。ALT(GPT)は肝細胞に多く含まれる酵素です。肝臓や胆汁が流れる胆道に障害が起こると反応します。肝機能障害や心筋梗塞などを見つける手がかりになります。                         |
|         | ALT(GPT)         |  |  |
|         | γ-GT(γ-GTP)      |  | 肝臓、腎臓、すい臓、小腸などに含まれている酵素です。肝機能障害を見つける手がかりになり、また、アルコール性肝障害で数値が高くなります。  |
|         | ALP(IFCC法)       |  | 肝臓や胆道、骨、小腸、腎臓などに含まれる酵素です。普段は胆汁とともに排泄されますが、肝臓障害や胆道の病気で胆汁が排泄されなくなると血液中にあふれ出てきます。また、骨や甲状腺に障害が起こっている時も数値に反映されます。   |
|         | 総蛋白              | ○  | 血清(血液から赤血球などの血球成分を取り除いたもの)中に含まれている100種以上の蛋白の総称です。多くの蛋白を作っている肝臓の機能や、血液中のたんぱく質を再吸収している腎臓の機能が低下すると総蛋白量も低下します。   |
|         | アルブミン            | ○  | 血清中の蛋白の半分以上を占めています。あらゆる病気の原因で数値は減少しますので病気の程度を調べるのに用いられます。  |
|         | 総ビリルビン           | ○  | 胆汁色素とも呼ばれ、胆汁の主成分です。肝臓障害や胆道の病気で胆汁が排泄されなくなると血液中にあふれ出てきます。  |
| LDH     | ○                | からだのほとんどに含まれている酵素で、体内のブドウ糖がエネルギーに変わるときに働きます。なんらかの原因で細胞がダメージを受けると血液中にあふれ出てきて数値が高くなります。                                |  |
| アミラーゼ   | ○                | 糖類を分解する消化酵素で、膵臓、唾液腺、耳下腺から分泌されています。膵臓の機能障害などを見つける手がかりになります。   |  |
| 代謝系     | 空腹時血糖            |  | 10時間以上絶食した後の空腹時の血液を採取して血糖値を調べます。   |
|         | ヘモグロビンA1c(NGSP値) |  | 糖尿病などを見つける手がかりとなります。過去1~2か月の血糖状態を調べます。   |
|         | 随時血糖             |  | 食事と採血時間との時間関係を問わずに血糖値を調べます。*ただし食直後3.5時間以上の経過が必要。   |
|         | 尿糖(半定量)          |  | 血糖値がかなり高い場合、腎臓での処理が追いつかず、尿中に糖(尿糖)が出ることがあるので、糖尿病などを見つける手がかりになります。   |
| 尿酸      |                  | 尿酸は尿と一緒に排泄されますが、過剰につくられたり、うまく排泄されなくなると血液中の尿酸値が高くなります。尿酸値が高い状態を放置していると、尿酸が結晶化し、関節部などにたまって炎症を起こし、激痛を伴う発作(痛風発作)が起きます。   |  |
| 血液一般    | ヘマトクリット値         |  | 一定量の血液の中に含まれる赤血球の容積の割合をいいます。   |
|         | 血色素(ヘモグロビン)測定    |  | 赤血球数のデータから、貧血などの有無や種類を調べます。  |
|         | 赤血球数             |  | 肺で取り入れた酸素を全身に運び、不要となった二酸化炭素を回収して肺に送る役目があります。   |
|         | 白血球数             |  | 体内に異物(細菌やウイルスなど)が侵入したときや、白血球を作る骨髄に異常が起きたときは、急激に増加し、白血球を作る細胞のはたらきが低下しているときは、減少します。  |
| 血小板・血液像 | ○                | 血小板が増えすぎると血栓という血の塊ができやすくなり、血管が詰まりやすくなります。逆に少なすぎると出血した際に血が止まりにくくなります。血液像とは5種類からなる白血球の構成割合を表したもので、病気によって構成比率に変化がみられます。 |  |
| 尿・腎機能   | 尿蛋白(半定量)         |  | 尿に含まれるたんぱく質で、腎臓病などのさまざまな障害により通常より多くのたんぱく質が尿中に現れることがあるので、腎機能障害などを見つける手がかりになります。   |
|         | 尿潜血              |  | 尿中の血液の有無を調べます。陽性の場合は腎臓、尿管、膀胱などの出血が考えられます。  |
|         | 尿沈渣              | ○  | 採取した尿から赤血球、白血球、上皮細胞、円柱、結晶などの成分を数え、腎機能障害をはじめとするさまざまな病気を見つける手がかりとします。  |
|         | 血清クレアチニン         |  | クレアチニンの一部は腎臓でろ過され、尿とともに排泄されていますが、腎臓の機能が低下すると血液中に増えてきます。また筋肉量が落ちるとクレアチニンも低下します。   |
| 呼吸      | 肺活量              | ○  | 息をいっぱい吸い込み、一気に吐き出した空気量の総量(努力肺活量)を測り、年齢、性別、身長などの条件を加味した予測肺活量との比率(%肺活量)で受診者の数値を算出します。空気を肺に出し入れする「換気機能」がきちんと働いているか調べます。   |
|         | 1秒量・1秒率          | ○  | 努力肺活量を測定するときに最初の1秒間に吐き出した空気量と努力肺活量に対する1秒量の比率です。肺活量と同様に、換気機能がきちんと働いているか調べます。  |
| その他     | 12誘導心電図          |  | 心臓の状態をチェックし、不整脈・心肥大・狭心症・心筋梗塞等がないかを調べます。  |
|         | 胸部レントゲン検査        |  | 肺の病気の有無・心臓の大きさ・大血管の大きさを調べます。   |
|         | 胃部レントゲン検査・胃内視鏡   |  | 食道・胃・十二指腸の異常がないかを調べます。   |
|         | 免疫便潜血反応検査        |  | 便中の血液の有無を調べ、消化管出血の有無を調べます。   |
|         | 眼底検査             | ※  | 目の病気のほか、高血圧、動脈硬化、糖尿病による病変がないかを調べます。  |
| 腹部超音波   | ○                | 肝臓・胆のう・腎臓などの異常がないかを調べます。   |  |

\*付加健診の項目に含まれるが、一般健診においても医師が必要と認めた場合は実施する項目。



## 参考 各健診の概要・項目について

### 健診の種類は、おもに4種類あります。

#### 特定健康診査

協会けんぽから費用補助あり

メタボに着目した健診で40～74歳の医療保険加入者が対象。協会けんぽでは40歳以上の**被扶養者(ご家族)**に対して費用補助を行っています。

#### 定期健康診断(事業者健診)

費用は全額事業主負担

労働安全衛生法第66条により労働者に対する実施が事業主に義務付けられています。

#### 生活習慣病予防健診(一般健診)

協会けんぽから費用補助あり

定期健康診断の項目にがん検診(胃・大腸)を含んだ健診で定期健康診断に置き換え可能。特定健康診査の項目も含まれています。協会けんぽに加入する35歳以上の**被保険者(ご本人)**が費用補助の対象です。

#### 人間ドック

利用する健診機関によって内容・料金が異なります。生活習慣病予防健診を組み合わせた人間ドックを実施している健診実施機関もあります。

### 健診ごとの検査項目

|       |                           | 特定健康診査 | 労働安全衛生法に基づく定期健診 | 生活習慣病予防健診(一般健診) |   |
|-------|---------------------------|--------|-----------------|-----------------|---|
| 診察等   | 問診                        | ○      | ○               | ○               |   |
|       | 計測                        | 身長     | ○               | □               | ○ |
|       |                           | 体重     | ○               | ○               | ○ |
|       |                           | BMI    | ○               | ○               | ○ |
|       |                           | 腹囲     | ○               | □               | ○ |
|       | 視力                        |        | ○               | ○               |   |
| 聴力    |                           | ○      | ○               |                 |   |
| 血圧    | ○                         | ○      | ○               |                 |   |
| 脂質    | 総コレステロール                  |        |                 | ○               |   |
|       | 空腹時中性脂肪                   | ●注1    | ●注1             | ●注1             |   |
|       | 随時中性脂肪                    |        |                 |                 |   |
|       | HDLコレステロール                | ○      | ○               | ○               |   |
|       | LDLコレステロール                | ●注2    | ●注2             | ●注2             |   |
|       | non-HDLコレステロール            |        |                 |                 |   |
| 肝機能   | AST(GOT)                  | ○      | ○               | ○               |   |
|       | ALT(GPT)                  | ○      | ○               | ○               |   |
|       | γ-GT(γ-GTP)               | ○      | ○               | ○               |   |
|       | ALP                       |        |                 | ○               |   |
| 代謝系   | 空腹時血糖                     |        |                 |                 |   |
|       | HbA1c                     | ●注3    | ●注3             | ●注3             |   |
|       | 随時血糖                      |        |                 |                 |   |
|       | 尿糖                        | ○      | ○               | ○               |   |
| 尿酸    |                           |        | ○               |                 |   |
| 血液一般  | ヘマトクリット値                  | ■      |                 | ○               |   |
|       | 血色素測定                     | ■      | ○               | ○               |   |
|       | 赤血球数                      | ■      | ○               | ○               |   |
|       | 白血球数                      |        |                 | ○               |   |
| 尿・腎機能 | 尿蛋白                       | ○      | ○               | ○               |   |
|       | 尿潜血                       |        |                 | ○               |   |
|       | 血清クレアチニン(eGFRによる腎機能の評価含む) | ■      | ▲               | ○               |   |
| その他   | 心電図検査                     | ■      | ○               | ○               |   |
|       | 胸部レントゲン検査                 |        | ○               | ○               |   |
|       | 喀痰細胞診                     |        | □               |                 |   |
|       | 胃部レントゲン検査※                |        |                 | ○               |   |
|       | 眼底検査                      | ■      |                 | ■               |   |
|       | 免疫便潜血反応検査                 |        |                 | ○               |   |

○…必須項目

□…医師が必要でないと認めるときは省略可  
(省略条件は検査項目により異なる)

●注1…やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする

●注2…空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロールで評価を行うことができる

●注3…いずれかの項目での実施で可。やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c(NGSP値)を測定しない場合は食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする

■…医師の判断に基づき選択的に実施する項目

▲…医師が必要と認めた場合には実施することが望ましい項目

※…本人の希望等により胃内視鏡検査に代えることができる

(労働安全衛生法に基づく定期健診は40歳以上の取扱いについて記載)

# よくあるお問い合わせ



お問い合わせの前に必ずお読みください。

協会けんぽホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

協会けんぽ よくある質問 健診

検索



## 健診受診の手続きについて

Q1

対象者一覧表に掲載されていない者は受診ができないのでしょうか？

A

対象者一覧表に掲載されていなくとも、下記の条件が満たされていれば協会けんぽからの費用補助を受けて健診を受診することができます。

- 受診日に被保険者であること
- 対象年齢であること
- 年度内(4月1日から翌年3月31日まで)で初めての受診であること

Q2

なぜ対象者一覧表に掲載されていない者がいるのですか？

A

毎年3月頃に送付しています対象者一覧表は、1月上旬時点の加入者情報を基に作成しておりますので、直近で入退社された方の情報が反映されていません。

また、年齢条件に該当していない方の情報が反映されておりません。

しかし、被保険者資格や年齢等の条件を満たしていれば、一覧表に掲載されていなくても受診は可能です。

Q3

健診費用の補助を受けるための手続きは？

A

協会けんぽに対して必要な手続きはございません。

補助によって予め減額された自己負担額のみ健診実施機関より請求されます。お支払いの方法についてはお手数ですが各健診実施機関にお問い合わせください。

Q4

予約をしたあとに健康保険証が変わった場合は、どうしたらよいですか？

A

予約先の健診実施機関に、必ず健康保険証が変わった旨と変更後の健康保険証の記号、番号、保険者番号のご連絡をお願いいたします。

なお、健康保険証が変わったことで、補助が受けられない可能性がありますので、ご注意ください。



## 対象外の方について

Q5

35歳未満の従業員も受診させたいのですが、どうすればよいですか？

A

健診実施機関に直接お問い合わせください。

協会けんぽからの費用補助はありません。協会けんぽと契約している健診実施機関の大半が、定期健康診断(事業者健診)も実施しておりますので、内容や費用を直接ご確認ください。



## 検査内容について

Q6

受たい検査項目を選んで受診することはできますか？

**A** すべての項目の受診が必要です。

生活習慣病予防健診は、どの検査項目も生活習慣病の予防に必要な項目です。胃部レントゲン検査等、受診することで業務に支障が出ることもあると思いますが、どの項目も従業員の健康を守るために大切です。従業員が気兼ねなく受診できる環境の整備をお願いいたします。(ただし、当日の体調等を考慮して健診実施機関の医師の判断で一部検査を行わなかった場合は、この限りではありません。)

Q7

胃の検査をバリウムからカメラに変更できますか？

**A** ご予約の際に健診実施機関へご相談ください。

健診実施機関によっては、追加費用が生じる場合があります。

Q8

乳がん検診・子宮頸がん検診のみ受診することはできますか？

**A** 乳がん検診・子宮頸がん検診は、一般健診と合わせて受けていただくもので、単独受診はできません。

20歳から38歳までの偶数年齢の女性のみ、子宮頸がん単独受診も可能です。  
なお、がん検診は市区町村でも実施していますので、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

Q9

人間ドックを受診しますが、協会けんぽの補助は受けられますか？

**A** 健診実施機関に直接お問い合わせください。

生活習慣病予防健診と人間ドックは別の健診となり、基本的には全額自己負担となります。ただし、生活習慣病予防健診と自己負担の健診を組み合わせた健診を行っている健診実施機関もありますので、受診を希望される健診実施機関へ直接ご確認ください。

?

## その他

Q10

協会けんぽの生活習慣病予防健診は定期健診に代えられるとのことですが、健診結果に基づく事後措置(就業区分判定等)はどうしたらよいですか？

**A** 産業医または地域産業保健センター(地さんぽ)にご確認・ご相談ください。

生活習慣病予防健診(一般健診)を定期健診として利用される場合は、この健診結果の有所見者については就業区分判定が必要となります。産業医の選任義務のない規模50人未満の事業場は事業場所在地を担当する地域産業保健センター(地さんぽ)にご確認・ご相談ください。  
なお、地域産業保健センターの健康相談・面接指導

のご利用は中小企業の小規模事業場を優先的に対象とし、総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外となります。(平成31年度から適用)

### 【法令】

労働安全衛生法第66条の4において、事業者は、健診結果有所見者に対して、医師等の意見(就業区分判定)を聞かなければならないことが定められています。

事業場において必要な健康診断の実施に係る各種取扱事項等については、愛知産業保健総合支援センターまたは管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

ホームページはこちら

愛知産業保健総合支援センター

検索

# 健診後の健康サポート



ずっと気になっていた健康サポートを  
そろそろ受けてみませんか？



## 健康サポートとは？

保健師・管理栄養士が、健診結果や生活習慣に応じたオーダーメイドの生活習慣改善策と一緒に考え、3か月以上にわたって食事管理、体重コントロール等のサポートを行います。  
食事や運動・喫煙・飲酒・ストレス等、日々の生活習慣が原因で起こる生活習慣病になる前の段階で健康を維持できるようにすることが、健康サポートの目的です。

健康サポート対象者となるか、チェックしてみましょう。

対象年齢 | 40歳～74歳

### STEP 1 AとBのどちらに該当しますか？

**A** 【腹囲】  
男性:85cm以上  
女性:90cm以上

または

**B** 【腹囲】  
男性:85cm未満  
女性:90cm未満  
かつ BMI 25以上

どちらもあてはまらない場合は対象外となります。

### STEP 2 以下のリスクのうち、いくつ該当しますか？

血压

最高血压(収縮期)130mmHg以上  
または  
最低血压(拡張期)85mmHg以上

脂質

空腹時中性脂肪値150mg/dℓ以上  
(随時中性脂肪値175mg/dℓ以上)  
または  
HDLコレステロール値40mg/dℓ未満

血糖

空腹時血糖値100mg/dℓ以上  
または  
HbA1c5.6%(NGSP)以上

喫煙

血压、血糖、脂質の3つのうち1つでも当てはまる方はカウントされ  
ます

1つもあてはまらない場合は対象外となります。

### STEP 3 STEP 1 STEP 2の結果をふまえて、下記の表のどこに該当するか、ご確認ください。

| STEP 2 \ STEP 1 | A      | B      |
|-----------------|--------|--------|
| 1つ              | 動機づけ支援 |        |
| 2つ              | 積極的支援  | 動機づけ支援 |
| 3つ以上            | 積極的支援  |        |

※高血圧症・糖尿病・脂質異常症で服薬中の方、インスリン注射をしている方は、対象にはなりません。

※65歳以上75歳未満の方が積極的支援に該当となった場合は、動機づけ支援となります。

## 健康サポートを受けるメリット

### メリット 1

#### 労働力を失うリスクを減らせます

健康サポートの対象者は心疾患や脳血管疾患のリスクが約3倍になるといわれています。  
従業員の健康状態の悪化により人材不足に陥った場合、新たな人材を獲得するコストがかかったり、残った人材の負担が増えたり悪循環になる恐れがあります。

### メリット 2

#### 健康経営®\*\*推進に役立ちます

「健康経営」とは会社が従業員の健康に積極的に配慮することによって「経営面においても大きな成果が期待できる」との考えのもと、会社が戦略的に健康づくりを実施することです。  
\*\*NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



従業員の健康維持・増進は生産性の向上や  
企業イメージアップにもつながります

## 健康サポートの始めかた

始めかた

1

### 生活習慣病予防健診の当日に 健康サポートをスタート!

生活習慣病予防健診実施機関一覧の

「保健指導」欄に「◎」がある健診実施機関へ予約をしましょう。

※健診当日の健康サポートについては予約時に健診実施機関へご相談ください。



●健診当日に健康サポートを受けられなかった ●健康サポートを実施している健診実施機関ではなかった

始めかた

2

### 協会けんぽ(もしくは委託機関)より 事業所へ健康サポートのご案内をお送りします

ご希望の方法で  
健康サポートを  
スタート!

- ①事業所での訪問面談
- ②ICT(情報通信機器)面談
- ③協会けんぽ 愛知支部(名古屋駅すぐ)での面談
- ④薬局での面談 ※愛知県内の一部のスギ薬局、スギヤマ薬品に限ります。

**事業主、健診事務ご担当者の積極的な声掛けで、**  
健康づくりが活発になった事業所はたくさんあります。  
お困りごと等があれば協会けんぽ愛知支部まで  
ご相談ください。

協会けんぽ愛知 健康サポート

検索

ホームページも  
ご覧ください



# 定期健康診断結果の提供のお願い



生活習慣病予防健診を利用されない事業所様は  
ご確認ください。

## 定期健康診断(事業者健診)結果をご提供ください

対象となる方 ▶ 協会けんぽの加入者

STEP

1



### 提供依頼書をご提出ください

提供依頼書は協会けんぽホームページからダウンロードできます。

協会けんぽ愛知 提供依頼書

検索



手続きは  
カンタンです



STEP

2

### 提供依頼書をもとに協会けんぽが健診実施機関に直接手続きします

健診実施機関からデータで提供されない場合、健診結果票の写し等の提出を依頼する場合がございます。

## 健診結果を提供するメリット

### ■対象の方は、無料で健康サポートが受けられます

詳細はP12~13をご参照ください。

▼ 従業員の健康づくりが進むことで事業所にもメリットが!

### ■健康経営の取り組みになります

健康経営とは従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。



従業員が元気に働ける



生産性の向上



離職率の改善



企業イメージの向上

健診結果(個人情報)を  
提供しても問題ないの?

**A** 個人情報保護法上、問題ありません。

事業主が健診結果を保険者へ提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律第27条」により義務付けられています。また、このように法律で義務付けられている場合、本人の同意も不要です。(個人情報の保護に関する法律第27条)

# 特定健康診査



扶養のご家族様向けの健診のご案内です。

対象となる方 → 40歳から74歳の被扶養者(ご家族)

## 検査内容

### ●基本的な健診

協会けんぽの補助額 7,150円

| 項目   | 検査の内容                                 |                                |
|------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 診察等  | 視診、触診、聴打診などを行います                      |                                |
| 問診   | 現在の健康状態や生活習慣(飲酒、喫煙の習慣など)を伺い、検査の参考にします |                                |
| 身体計測 | 身長、体重、腹囲を測ります                         |                                |
| 血圧測定 | 血圧を測り、循環器系の状態を調べます                    |                                |
| 血液検査 | 血中脂質検査                                | 中性脂肪や善玉・悪玉コレステロールを測定します        |
|      | 肝機能検査                                 | 肝細胞の酵素を測定し、肝機能などの状態を調べます       |
|      | 血糖検査                                  | 空腹時血糖またはHbA1c(状況により随時血糖)を測定します |
| 尿検査  | 腎臓、尿路の状態を調べます                         |                                |

### ●詳細な健診(医師の判断により追加で実施)

心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査

協会けんぽの補助額 3,400円

## 受診までの流れ

### 受診券(セット券)と健康保険証の記号・番号を確認してください

STEP 1

特定健診を受けるためには、特定健康診査受診券(セット券)が必要となります。4月に協会けんぽから被保険者のご自宅等に、個別に送付されます。

●令和6年1月上旬以降に加入された方は、P17の「特定健康診査受診券(セット券)申請書」にてご申請ください。

**ご注意ください** 受診券の有効期限内であっても、健診日までに健康保険の扶養から外れる場合や、被保険者が退職された場合は、受診券をご利用いただけません。



STEP 2

### 健診実施機関へご予約ください

事前に健診実施機関への予約が必要です。受診できる健診実施機関は協会けんぽホームページでご確認いただくか、お近くの協会けんぽ支部までお問い合わせください。

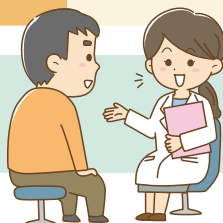
●ご予約の際は、「協会けんぽの特定健診を受けたい」旨をお伝えください。

STEP 3

### 健診を受診してください

当日は以下のものを忘れずにお持ちください。

- 特定健康診査受診券(セット券)
- 健康保険証
- 健診費用



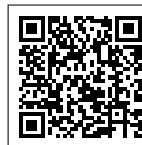
健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高く改善が必要と判断された方は、健康サポート(特定保健指導)をご利用いただけます。

# よくあるお問い合わせ

協会けんぽホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

協会けんぽ よくある質問 健診

検索



## 受診券(セット券)について

**Q1** 受診券がなくても特定健康診査を受けられますか？

**A** 協会けんぽの補助を受けるためには受診券が必要です。

紛失された方や、最近加入された方は「特定健康診査受診券(セット券)申請書」を記入してご提出ください。

P17~18をご参照ください。

**Q2** 受診券の送り先を変えることはできますか？

**A** 受診券は4月上旬に、被保険者(ご本人)の登録住所へ全国一斉にお送りしています。

個別に登録住所以外の住所へお送りすることはできません。(別居等で受診券を受け取れない場合、「特定健康診査受診券(セット券)申請書」をご提出いただければ、受診券を再発行し、申請書に記入した住所へお送りします。)

**Q3** 受診券に印字された住所が違ってても、受診券は使えますか？

**A** 受診券と健康保険証の記号・番号が同じであれば、使えます。

健診結果は、受診券右下の住所記入欄にご記入いただいた住所へ送付されます。



## 検査内容について

**Q4** 「詳細な健診」は誰でも受けられますか？

**A** 健診結果等から、医師が実施すると判断した方のみ受けられます。

ご自身の希望で詳細な健診を受ける場合は、自費となります。



## 健診実施機関について

**Q5** 予約後に都合が悪くなり、受診日を変更したいのですが、どうすればいいですか？

**A** 予約した健診実施機関へ連絡し、再度受診日時を調整してください。

**Q6** どの健診実施機関で受診できますか？

**A** 協会けんぽと契約している健診実施機関で受診できます。

詳しくは協会けんぽホームページをご確認ください。(愛知県以外の健診実施機関で受診することもできます。)







# 記入の際は、下記にご注意ください。

- 40歳から74歳までの被扶養者用の申請書です。
- ご申請は、被扶養者様からでも、事業所のご担当者からでもおこなっていただけます。
- 令和6年1月上旬までに加入された方には、「特定健康診査受診券(セット券)」を4月上旬にご自宅あてに送付しております。ご申請の前にご確認ください。
- 次の場合はご申請が必要です。  
健康保険証と「特定健康診査受診券(セット券)」の記号・番号が違う場合／令和6年1月上旬以降に協会けんぽの被扶養者になった場合／「特定健康診査受診券(セット券)」を紛失された場合
- 「特定健康診査受診券(セット券)」の送付は、申請書の受付後1週間前後かかります。



## 記入例

1

記号・番号は、健康保険証に記載されています。



2

事業所のご担当者が申請される場合は、事業所所在地、事業所名をご記入ください。

### 特定健康診査受診券(セット券) 申請書 被扶養者(申請者)記入用

❗ 40歳から74歳までの被扶養者(ご家族)用の申請書です。

届書(申請書)は、楷書で枠内に丁寧に記入ください。 記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 アイウ

受診する方

|              |                            |                     |      |   |
|--------------|----------------------------|---------------------|------|---|
| 被扶養者(申請者)情報  | 記号                         | 番号                  | 生年月日 |   |
|              | 被保険者証の(左づめ)                | 2 1 7 0 0 0 2 3     | 1    | 昭和 年 月 日<br>5 1 1 0 0 1   |
|              | 被扶養者氏名<br>(フリガナ) キョウカイ ハナコ | 協会 花子               |      | 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 |
| 住所           | (〒 453 - 0000 )            | 2 愛知 都 道 名古屋市〇〇区1-1 |      |   |
| 電話番号(日中の連絡先) | TEL 052 (XXXX) XXXX        | △△マンション101          |      |   |

|        |       |
|--------|-------|
| 被保険者氏名 | 協会 太郎 |
|--------|-------|

3

|              |   |     |     |
|--------------|---|-----|-----|
| 送付希望先        | 上記被扶養者(申請者)情報に記入した住所と別のところへ送付を希望する場合にご記入ください。 |     |     |
| 住所           | (〒 - )  | 都 道 | 府 県 |
| 電話番号(日中の連絡先) | TEL ( )                                       |     |     |
| 宛名           |   |     |     |

3

2の欄に自宅住所を記入された場合で、受診券(セット券)の送付先を事業所所在地とする場合等にご記入ください。

# マイナポータル上での健診結果の閲覧



マイナポータル上で健診結果等を閲覧できます。

## マイナポータルとは？

マイナンバーカードを使って登録・利用することができる、政府が運営するオンラインサービスです。オンラインでの行政手続き、所得等ご自身の情報や行政からのお知らせの確認が可能です。



## マイナポータル上での健診結果の閲覧

対象となる方 ▶ 40歳※以上の加入者

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるように申し込みをした場合、令和2年度以降に受診した健診結果を閲覧することができます。

※今後、対象者は変更となる可能性があります。

### 閲覧できる内容

生活習慣病予防健診、特定健康診査、定期健康診断※の結果のうち、身長、体重、腹囲、血圧、尿検査、血液検査 等

※結果が協会けんぽに提供され、特定健康診査の項目が揃っている方に限ります。



### 閲覧できるようになるまでの期間

生活習慣病予防健診 ▶ 受診月から概ね2か月後

特定健康診査 ▶ 受診月から概ね3か月後

定期健康診断 ▶ 事業主等から提供いただいてから概ね2か月後



詳しくは、マイナポータルウェブサイトをご確認ください。

マイナポータルウェブサイト

検索



# お問い合わせ先

健診の費用補助を利用できる全国の健診実施機関情報は、[協会けんぽの各都道府県支部ホームページ](#)でご確認いただくか、協会けんぽの各都道府県支部までお問い合わせください。

## ■協会けんぽホームページ

協会けんぽ 健診実施機関等一覧

検索



健診実施機関等一覧をご覧になりたい都道府県をクリックしてください。

- 北海道・東北[北海道|青森|岩手|宮城|秋田|山形|福島]
- 関東[茨城|栃木|群馬|埼玉|千葉|東京|神奈川]
- 甲信越・北陸[新潟|富山|石川|福井|山梨|長野]
- 東海[岐阜|静岡|愛知|三重]
- 近畿[滋賀|京都|大阪|兵庫|奈良|和歌山]
- 中国[鳥取|島根|岡山|広島|山口]
- 四国[徳島|香川|愛媛|高知]
- 九州・沖縄[福岡|佐賀|長崎|熊本|大分|宮崎|鹿児島|沖縄]



## ■協会けんぽ都道府県支部の連絡先一覧

2023年12月1日現在

| 支部名 | 電話番号         | 支部名 | 電話番号         | 支部名 | 電話番号         |
|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|
| 北海道 | 011-726-0352 | 石川  | 076-264-7200 | 岡山  | 086-803-5780 |
| 青森  | 017-721-2799 | 福井  | 0776-27-8300 | 広島  | 082-568-1011 |
| 岩手  | 019-604-9009 | 山梨  | 055-220-7750 | 山口  | 083-974-0530 |
| 宮城  | 022-714-6850 | 長野  | 026-238-1251 | 徳島  | 088-602-0250 |
| 秋田  | 018-883-1800 | 岐阜  | 058-255-5155 | 香川  | 087-811-0570 |
| 山形  | 023-629-7225 | 静岡  | 054-275-6601 | 愛媛  | 089-947-2100 |
| 福島  | 024-523-3915 | 愛知  | 052-856-1490 | 高知  | 088-820-6010 |
| 茨城  | 029-303-1500 | 三重  | 059-225-3311 | 福岡  | 092-283-7621 |
| 栃木  | 028-616-1691 | 滋賀  | 077-522-1099 | 佐賀  | 0952-27-0611 |
| 群馬  | 027-219-2100 | 京都  | 075-256-8630 | 長崎  | 095-829-6000 |
| 埼玉  | 048-658-5919 | 大阪  | 06-7711-4300 | 熊本  | 096-240-1030 |
| 千葉  | 043-382-8311 | 兵庫  | 078-252-8701 | 大分  | 097-573-5630 |
| 東京  | 03-6853-6111 | 奈良  | 0742-30-3700 | 宮崎  | 0985-35-5364 |
| 神奈川 | 045-270-8431 | 和歌山 | 073-421-3100 | 鹿児島 | 099-219-1734 |
| 新潟  | 025-242-0260 | 鳥取  | 0857-25-0050 | 沖縄  | 098-951-2211 |
| 富山  | 076-431-6155 | 島根  | 0852-59-5139 |     |              |

## 全国健康保険協会 愛知支部

協会けんぽ

〒450-6363  
 名古屋市市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階  
 TEL 052-856-1490(代表)  
 平日:午前8時30分~午後5時15分(年末年始を除く)

### 愛知支部のメルマガ 毎月1回発行 無料

健康保険や健康づくりに関する  
 タイムリーな情報をお届け

協会けんぽ愛知 メルマガ

検索



健診受診啓発のためポスターコンクールを開催しています!



令和5年度最優秀賞